

平成23年 第12回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成23年10月6日(木)
開会 午後3時15分 閉会 午後3時50分
- 2 場 所 市役所 2階 201・202会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、水野孝典、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説 明 者 教育次長 吉岡喜代和、教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹
社会教育課長 安達忠行
- 6 書 記 教育総務課長補佐 味田伸一
- 7 議 事
 - (1) 議案第43号 京丹後市公民館再配置計画(案)について
 - (2) 議案第51号 京丹後市立学校施設耐震化計画の一部変更について
 - (3) 議案第52号 平成23年度「教育について考える」シンポジウムに係る後援について
 - (4) 議案第53号 医療的ケア地域交流会「取り戻した声 難病からのチャレンジ ソプラノ歌手 青野浩美 ライブ&トーク」に係る後援について
 - (5) 報告第13号 京丹後市立学校薬剤師の解職について
 - (6) 報告第14号 京丹後市立学校薬剤師の委嘱について
- 8 そ の 他
 - (1) 諸報告
 - ① 「共催」・「後援」申請に係る9月期承認について(教育次長)
 - (2) 各課報告
 - <学校教育課>
 - ① 10月行事予定について
 - <社会教育課>
 - ① 第53回全国社会教育研究大会京都大会
 - ② 国文祭小町ろまん短歌大会平成23年度第9回企画委員会
 - <文化財保護課>

- ① 「網野郷土資料館まつり」について
- ② 『古代の里まつり』について

(3) その他

9 会 議 録 別添のとおり (全11頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成23年11月2日

委員長 小松 慶三

署名委員 水野 孝典

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三
- 〔被招集者〕 文珠清道、森益美、水野孝典、米田敦弘
- 〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育総務課長 藤村信行、
学校教育課長 山根直樹、社会教育課長 安達忠行
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 味田伸一

〈小松委員長〉

ただ今から「平成23年 第12回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

本日は、皆様お忙しい中、委員の皆様におかれましては、学校視察並びに市長との懇談会ということでご参加いただき、ありがとうございました。これからまた、定例会ということでご苦勞様ですけれども、よろしくお願ひいたします。

小中一貫教育の実現に向け、我々自身も気持ちを新たにして進めていかないといけないと思ひます。

近況報告といたしましては、9月になりましてから、議会の方に出させていただきます。そしてまた、決算審査特別委員会、そして本会議最終日とさせていただきます。そうしたことの中で、教育に対する色んな方々のご意見を聞かせていただいたところがございます。

それでは、次に米田教育長から第10回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心に教育長報告をお願いいたします。

〈米田教育長〉

皆様ご苦勞様です。

ダブらないようにしたいと思ひますが、お世話になりました、幼稚園設置条例が議会の最終日に可決をされました。8月25日の臨時会に提案をしたわけですが、提案説明の中にも、教育次長の方から就学前教育の充実を図るために、指導体制の整っている教育委員会へ管理部門の一元化を検討したい。それから、一体化施設も保育所のみを教育委員会が所管するのは、教育行政を二つの部局で行うことになると、行政運営の面からも適当ではないため、条件を整えろという条件付きですけれども、平成24年度から幼稚園、保育所業務を教育委員会が行いたいと考えているという説明もつけております。そうした意味で、条件をどう整えていくかということが、今残された課題になっています。いよいよ、京丹後市の就学前教育という言葉で動き出すという時期になるので、厳肅な気持ちで取り組みたいと思っております。

それから、再配置の関係も今は細かく言えませんが、24年度・25年度の実施計画は、ぜひ実現させたいという思いで、連日事務局職員が奮闘してくれております。

それでは、動静について簡単に説明をさせていただきます。

「平成23年9月7日～10月4日動静表」朗読説明

〈小松委員長〉

ただいまの教育長報告について、ご質問等ありましたらお願いします。

次に会議録の承認を行います。第10回の署名委員は文珠委員、第11回の署名委員は森委員です。会議録については、お手元に送付しております。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

原案どおり承認いたします。

〈小松委員長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

水野委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

〈小松委員長〉

最初に、第10回教育委員会定例会で継続審議となりました、議案第43号「京丹後市公民館再配置計画（案）について」を議題とします。

米田教育長から提案説明をお願いします。

〈米田教育長〉

教育次長の方から提案、説明をいたします。

〈吉岡教育次長〉

以前、教育委員会議会で提案させていただき、継続審議となっております、議案第43号「京丹後市公民館再配置計画（案）について」審議をお願いしたいと思っております。なお、本日配付させていただいております計画案のうち、二重線のアンダーラインが引いてある分につきましては、前回の案を変更した部分となっておりますので確認をお願いしたいというふうに思います。

まず、目次ですが、本文の項目について概要に基づきまして変更をさせていただいております。

従前につきましては、当面の配置計画について平成24年度から平成25年度としておりましたが、学校再配置が決定していない段階で具体的な地域公民館の配置について示すのは、なかなか住民の理解が得にくいということから、当面の課題に対応する公民館の配置計画のみとしております。それに関連しまして、将来的な配置計画を平成26年度以降としておりましたが、年度等については削除し、将来的な公民館の再配置構想としております。よって、参考資料につきましては、資料1「平成24年度京丹後市公民館組織体制（案）」だけとし、25年度以降については付けさせていただいておりません。資料2では、公民館の運営体制案について、公民館の区分ごとに事務事業の分掌内容を記載したものを

追加しております。参考にご覧いただきたいと思います。

それでは、本文内の変更箇所を説明させていただきたいと思います。4ページの中央公民館の②運営体制につきまして、以前は、地域公民館長が中央公民館長を兼務するというような形になっておりましたが、修正をさせていただいております。中央公民館長は、当面は社会教育課の管理職が兼務するというふうに変えさせていただきたいと思います。また、中央公民館の主事は、社会教育課の職員が兼務することとしております。主な内容については、以上の変更となっております。資料1についてですが、図示がしてあるものです。先ほど説明しましたように、今回の変更したものにつきましては、平成24年度の体制案としております。地域公民館の配置につきましては、従前の計画では大宮地域、久美浜地域の地域公民館についても記載しておりましたが、変更後につきましては、島津・三津地域公民館の新設を検討するという確認のみとしております。先ほど申し上げましたように、学校再配置の状況等の取り組みを配慮した形となっております。また、地域公民館の館長及び主事の報酬について、これは計画の中に記載がありますが、これにつきましては、合併前の報酬額と他の特別職の報酬額を参考に再検討するということになっておりますが、実際の報酬額につきましては、公民館長及び主事につきましては、非常勤特別職であることから、額の決定につきましては、特別職の報酬等審議会での審議が必要であることから、この計画を確定させる段階で別途協議をお願いさせていただきたいと思っております。今日は資料として付けさせていただきたいと思っております。この計画案につきましては、改めて本日承認をいただきたいと思っておりますが、承認をいただきましたら、まだ正式には決定していないんですが、今月の24日に議員全員協議会を予定しております。その場で報告をさせていただいて、その後、パブリックコメントをかけさせていただいた上で、同時に地元説明等を行っていきたいというふうに考えております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

<小松委員長>

議案第43号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<吉岡教育次長>

追加で説明させていただきます。前回のときもお話させていただいたんですが、今回の公民館の再配置計画の中で大きな柱が3つありまして、まず、一つ目が中央公民館を設置したいということが一つです。二つ目が、大宮地域につきまして公民館の分館がありました。その分館を廃止して地区公民館にしたいというふうに考えています。この地区公民館の数ですが、合併前の組織に戻すような形になっております。ただ、五十河地域につきましては、合併前は5つに分かれていたんですが、これについては地域性を考えて一つにまとめさせていただいて、大宮地域については12の地区公民館で考えさせていただいております。それからもう一点が、公民館の館長と主事報酬の見直しです。これについては、先ほど申し上げましたように、額につきましては、事務局の方で原案的なものを持っていますが、非常勤特別職ということもありまして、こちらの方だけでは決めることができませんので、改めて報酬審議会の方に協議をさせていただきたいというふうに考えております。

<水野委員>

お尋ねしたいと思いますが、一つは中央公民館を今回新たに設置しようとの構想ですけれども、中央公民館のイメージといいますか、どういった役割、機能を果たしていこうというふうに考えていただいているのか。それから前回は、いわゆる地区公民館レベルの公民館も自治公民館の位置づけに直すと、変えるということがありましたけれども、今回は、当面24年度体制ということで、その先の展望というのは、とりあえず白紙だということですが、基本的には自治公民館へ位置づけを変えていくといった辺りの方向ですね、この点は変わっていないのかどうかということと、それから、各公民館長とか主事の報酬等については、教育委員会が本来検討すべき権限がないということではありますが、公民館の体系を新しく変えることへの公民館財政の問題はどのようになっていくのかということについての概算的といいますか、見通しが何かお持ちでしたら、それもお示しいただきたいと思います。

<吉岡教育次長>

まず、一点目の中央公民館の設置の件ですが、今までは中央公民館がないために、各地域公民館が中心となって旧町ごとの取りまとめ的なことをやっていただいていたんですが、市全体として全体を見回して、公民館活動をやっていく組織が必要だろうということを考えておまして、中央公民館を全体的なことの中での取り組みの中で設置をしたいというふうに考えております。この中央公民館を設置しまして、中央公民館が地域公民館の指導もするという形で、少し言葉に不適當かも分かりませんが、上下関係もつけさせていただいて、全体的な取りまとめは中央公民館がやりたいというふうに考えています。一方、もう一つが市全体の公民館連絡協議会の取りまとめも中央公民館の方でやらせていただければというふうに思います。直ちに変更するのがなかなか難しいものもありますので、当面の間は、社会教育課の職員が中心となって取り組みもしていく必要があるということも考えておまして、当初につきましてはどこかの地域公民館の館長が中央公民館の館長も兼ねたらどうかという思いを持っていたんですが、地域公民館長との話し合いの中でもなかなか非常勤の形でやるのは難しいだろうという話もいただきましたので、中央公民館を社会教育課の方が中心となって動かして行って、公民館を組織上取りまとめていきたいという思いを持っております。

それから、二点目の自治公民館の関係なんですけど、今回差し当たって当面の間の組織図を付けさせていただいておりますが、将来的には自治公民館に移していきたいと思っておりまして、学校再配置がある程度取り組みが進んできた段階で、旧町ごとの地域公民館が今一ヶ所しかないんですが、これを複数ヶ所設置するような所も出てきますので、そういう段階で自治公民館への切り替えを将来的にはやっていきたいと思っております。ですから、自治公民館については、将来的には地区公民館を自治公民館に移行していきたいという考え方については、変更は思っておりません。

それから、公民館の職員の報酬の件なんですけど、報酬につきましては、現在月額報酬で決められております。月額報酬でやることについて、色んな市民の方からもご意見をいただいている関係もあって、公民館運営は、原則としては年間を通して運営をやっていくわけなんですけど、それぞれの地区公民館においては、毎月の運営ではなくて行事があるごとに運営をしていって、運営がされていない月も結構あるような地区公民館もある関係もあって、そういう面の指摘も受けておりますので、できましたら月額から年額報酬の方に

切り替えをさせていただいて、年間で活動をしていただいているというような位置づけをもう少し考えさせていただいております。

それと、合併当時に決めさせていただいた報酬額につきましても、各町さまがまだったのを合併協議の中で整理をさせていただいた分があるんですが、額が少し高いだろうという指摘を受けている分もあります。地域の中で自治会的な区と一緒にした取り組みをされている分もありまして、区の役員さんが公民館の役員さんも兼ねているような所もあったりして、そういう面の指摘も受けているんですが、全体的に見直しをかけさせていただいて、高かった所、低かった所と色々あるんですが、その中間的な額に、合併前の報酬額を参考にさせていただいて平均的なものにさせていただこうかなと検討しているような状況です。検討経過としまして、全体枠としては、現状の公民館のなかで必要な費用を上回るようなことは考えていなくて、現状維持かそれ以下に公民館の経費については抑えたいと考えております。

<水野委員>

これは意見ですけれども、今学校再配置が進んでいる中で、学校の今後のあり方として地域とともにある学校というような考え方で示されていますよね。そうしますと、中央公民館があつて、その下位の位置づけで地域公民館が各町ごとに組織されるという展望だろうと思いますけれども、特に地域公民館レベルの公民館が、小学校なり中学校区の地域との一定の整合性を持って、公民館サイドから公民館が地域の社会教育活動について配慮するというか、基本ですけれども、同時にその地域公民館の中の所在する小学校や中学校に対して、様々な形で、例えば今の学校支援地域本部事業でなされているような機能の役割を意識的にもっと地域公民館が持つていくような組織のあり方というものが大事だろうというふうに思いますので、学校のあり方とともに社会教育の拠点である地域公民館のあり方、姿勢、方向というものが、学校再配置が目指す方向、理念と合致したような方向での整備が進んでいくということ、そうあるべきだなということを申し上げておきたいと思っております。

<吉岡教育次長>

ご意見ありがとうございます。今考えています地域公民館につきましては、委員さんがおっしゃるとおりの形で進めていきたいと思っています。それと、地域公民館の体制につきましては、できれば小学校区単位ぐらいを考えております。再配置が進む中で小学校に合わせたような数を設置して、小学校と連携を密にするような、小学校だけではなく中学校もそうなんですが、学校と一緒にした取り組みが少しでもできるような形の取り組みをもう少しやっていく必要があるかなというふうに思っております。

<小松委員長>

他にご意見はございませんか。

<文珠委員>

地区公民館と自治公民館の考え方なんですけれども、24年度体制はこのようにある程度目安をつけられているということで、その一方、25年度以降、再配置が進むなかで地区の中の公民館もまた色々変わっていくなかで、例えば地区公民館が全て自治公民館に

持っていくのが目標と、その公民館対応がですね。例えば、12の地区公民館が全部自治公民館に持っていかれるという考え方なのか、それともその中で色々と、例えば私の地域ですと、木津と浜詰なんですが、自治公民館が二つ合わさって一つの地区公民館というような表現でも考えられないことはないかなというふうに思うんですけども、柔軟な体制といたしますか、考え方はできるんでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

自治公民館につきましては、基本的には地元の方の考え方を中心にさせていただいて、数や地域は決めていきたいというふうに思っております。今の地区公民館の形そのまま自治公民館に移行するのではなくて、今の形のものが二つ一緒になったり、またもう少し細くなったりするということもあり得るかなと思っております。地域での取り組みが進んでやりやすい形での自治公民館体制に移していきたいと思っております。今よりもっと地域のもの自治公民館、自治のもった公民館だという体制に変えていきたいというふうに思っております。現在の地区公民館については、市が設置して、数も決めて、この地域の公民館だということで条例も設置して決めているんですが、今度の自治公民館には条例を外してしまって、市が設置しているのではなくて、地域が中心となって設置してもらった公民館というふうに考えております。前回は説明させていただいた分ですが、自治公民館だけでなかなか運営経費なんかもやっていけるのかというご質問があるのはあるんですが、それについては今と同じような形で補助金等で、一定額は自治公民館に交付していきたくて思っております。それと地元の自治会等が一定の費用を持ちあいながら公民館の運営をしていただきたいという思いを持っております。

〈文珠委員〉

その場合、自治公民館にも経費をとということですけども、例えば今、地区の公民館のほとんどの所が、その地区で建物を持っているんですよね。それは当然、公民館ということでなんですけれども、それに対する例えば、補助、諸経費等々の支払いがあるかと思うんですけども、それは自治公民館であって市から離れていたとしても、そこら辺は考えられるということですか。

〈吉岡教育次長〉

今すべての地区公民館が施設を持っているとは限らなくて、地域の施設を借りているような形であったり、それから市の施設の一部を指定管みたいな形で受けて運営していたりと様々だと思いますので、なかなかすべての施設に対する運営的な管理費用までを持つことが難しいというふうに思っています。それも整理をしていかないといけない状況なんですけど、なかなかその整理が難しい部分がありますので、今後少し建物の管理については、時間をいただきながら整理をしていかなければならないと思っております。今回地区公民館から自治公民館に移す分については、今の運営経費の分については、そういう補助金の今まで出していたのと同じくらいのは出していきたくてというふうに考えていきたくて思います。

〈小松委員長〉

他にご意見はございませんか。

それではお諮りを致します。議案第43号「京丹後市公民館再配置計画（案）について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

それでは次の議案に入らせていただきます。

議案第51号「京丹後市立学校施設耐震化計画の一部変更について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても、教育次長の方から説明をさせていただきます。

〈吉岡教育次長〉

議案第51号「京丹後市立学校施設耐震化計画の一部変更について」説明させていただきます。議案の次に計画の資料を付けていますのでご覧いただきたいと思います。変更の内容は、京丹後市立学校施設耐震化計画のうち、別紙の耐震診断結果及び耐震化個別実施計画の一部を変更するものですので、関係する部分のみということで、本文の方は付けさせていただきます。

少しページをめくっていただいて、変更対照表があると思いますので、そちらをご覧いただきたいと思います。変更箇所は2箇所ございます。1箇所目は、峰山小学校ですが、耐震化計画ではI s値が0.3未満の建物は、今年度中に工事を実施することとし、先ほども見ていただきましたが、現在、普通教室棟と体育館の補強工事を中心として実施しております。実は、過日、京都府の耐震化計画、過日というのは9月になってからなんです。京都府の耐震化計画のヒアリングを受けるなかで、普通教室棟と体育館については、構造上、特別教室①と一緒に耐震化工事を行うことにより、I s値を0.7以上に確保することができるというものであるという指導を受けました。これを持ちまして、平成26年度に予定しておりました、特別教室棟①の工事を今年度に繰り上げて実施をしたいというふうに考えておるものがございます。先ほど見ていただいたので、建物のイメージは思いつくだろうと思うんですが、本館からまっすぐ行った方が普通教室です。1階の床もはがしてやっていたところが普通教室です。今もともと計画していたのは、普通教室棟と体育館を中心に、その間に横向きにあって職員室とか図書室の方へ、ここに持っていきたいという分がありますので、今現在は、あそこは耐震化工事はしていません。移動するための部屋の改修だけをしているという形になっているんですが、あその建物が普通教室棟と体育館のつなぎになっていまして、一体的に耐震化工事を行う必要があるだろうということを京都府の方から指導を受けましたので、今回26年度にやろうと思っていた工事を今年中にやってしまいたいということで、変更、見直しをかせさせていただきますと思っています。工事費等につきましては、今年度実施しております耐震化工事のほとんどの工事が、昨年度からの国の経済対策の繰越費用として実施しております。その関係もありまして、すでに入札等も終えて、執行算が含まれるものがありますので、その費用を流

用して実施したいというふうに考えております。

次に、2箇所目ですが、高龍中学校です。昨年8月に学校再配置計画と耐震計画を議会に上程させていただいた時点では、高龍中学校と久美浜中学校の再配置の年度を24年度に予定しておりまして、その24年度に再配置が済んだあとで、施設が空いてから小学校へ転用するための工事と耐震化工事を一緒にする予定でしたが、学校再配置を議会の方で審議をいただくなかで、耐震化計画の方が先に可決されまして、学校再配置の方があとから可決されました関係もありまして、再配置の年度を1年遅らせておりました。その関係もあって、工事年度を24年度から25年度に1年遅らせたいということを変更しようとするものです。これにつきましても、今回委員会で承認をいただきましたら、10月24日に予定しております全員協議会の方で、議会の方にも報告させていただきたいというふうに考えております。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

<小松委員長>

議案第51号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願ひします。

<小松委員長>

特にご意見ございませんか。

それではお諮りをいたします。議案第51号「京丹後市立学校施設耐震化計画の一部変更について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認いたします。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第52号、議案第53号の2議案については、いずれも後援の議案であります。

一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

ご異議なしと認めます。よって議案第52号「平成23年度『教育について考える』シンポジウムに係る後援について」、議案第53号「医療的ケア地域交流会『取り戻した声 難病からのチャレンジ ソプラノ歌手 青野浩美 ライブ&トーク』に係る後援について」の2議案を一括議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この両議案につきましても、教育次長の方から説明をさせていただきます。

<吉岡教育次長>

議案第52号「平成23年度『教育について考える』シンポジウムに係る後援について」ですが、この事業は、丹後地域には丹後という地名を冠する独自の生活文化がありますが、その歴史的変遷をふりかえりながら、くらしのなかでの伝承の意義を問い直し、今日的な生活課題を学び、地域特性を生かした教育のあり方を考える機会とすることを目的として開催されるものでございます。峰山地域公民館を会場に講演会が開催されます。ご出席の水野委員も講演をされるというふうにお聞きしております。期日は、平成23年11月19日、主催は京都教育大学附属教育実践センター機構 教育支援センター、申請は

京都教育大学教育学部 家政科教授の杉井潤子氏でございます。

続きまして、議案第53号「医療的ケア地域交流会『取り戻した声 難病からのチャレンジ ソプラノ歌手 青野浩美 ライブ&トーク』に係る後援について」でございますが、この事業は、医療的ケアが必要な在宅の障害児・者とその家族と支援者、市民の学習と交流の機会とするために、声楽家として活躍されている講師の講演により、障害を乗り越えた体験に触れる場とするものでございます。みやづ歴史の館を会場に、ライブとトークが開催されます。期日は平成23年10月30日、主催は丹後圏域障害者自立支援協議会と京都府丹後保健所でございます。申請は京都府丹後保健所でございます。以上、後援議案2件についてよろしくお願いたします。

<小松委員長>

ただ今、後援議案につきまして、2議案の説明をいただきました。

まず、議案第52号「平成23年度『教育について考える』シンポジウムに係る後援について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

ご意見ございませんか。

それでは、次に、議案第53号「医療的ケア地域交流会『取り戻した声 難病からのチャレンジ ソプラノ歌手 青野浩美 ライブ&トーク』に係る後援について」ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<森委員>

このソプラノ歌手の青野さんが、実際に自分が病気にかかられて取り組みをされたということでしょうか。

<吉岡教育次長>

私も会ったことはないんですが、そのように聞いております。

<小松委員長>

それでは全体を通して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

それでは、順次お諮りをいたします。

議案第52号「平成23年度『教育について考える』シンポジウムに係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

次に、議案第53号「医療的ケア地域交流会『取り戻した声 難病からのチャレンジ ソプラノ歌手 青野浩美 ライブ&トーク』に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

それでは、次に報告議案が2件あります。

報告第13号「京丹後市立学校薬剤師の解職について」、報告第14号「京丹後市立学校薬剤師の委嘱について」を一括議題とします。

米田教育長から説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この両報告につきましても、教育次長の方から説明をさせていただきます。

〈吉岡教育次長〉

報告第13号及び報告第14号について、一括して報告させていただきます。資料をご覧いただきたいと思います。

学校保健安全法に基づきまして設置しております学校薬剤師につきまして、新免浩昭氏から職を辞したいという申し出がありましたので、これを承認し、新たに野村一民氏を任命しましたのでご報告をさせていただくものでございます。なお、解職年月日、任命年月日、該当の学校、任期につきましては、資料のとおりですので、どうぞよろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

ただ今、報告議案につきまして、説明をいただきました。

ご質問等がございましたらお願いします。

〈水野委員〉

事務的な質問ですけれども、次第書では解職と委嘱になっていますが、報告書の方では解職と任命となっていますが、任命ではなく委嘱になるのでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

野村薬剤師さんにつきましては、すでに他の学校で薬剤師として委嘱という形をとっておりますので、新たにこの4つの学校に任命させていただくという形で整理をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

他にご質問はございませんでしょうか。

それでは、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」申請に係る8月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課〉

- ① 10月行事予定について

〈社会教育課〉

- ① 第53回全国社会教育研究大会京都大会
② 国文祭小町ろまん短歌大会平成23年度第9回企画委員会

〈文化財保護課〉

- ① 「網野郷土資料館まつり」について
② 『古代の里まつり』について

〈小松委員長〉

以上で第12回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

〈閉会 午後3時50分〉

[11月定例会 平成23年 11月2日(水) 午後3時]